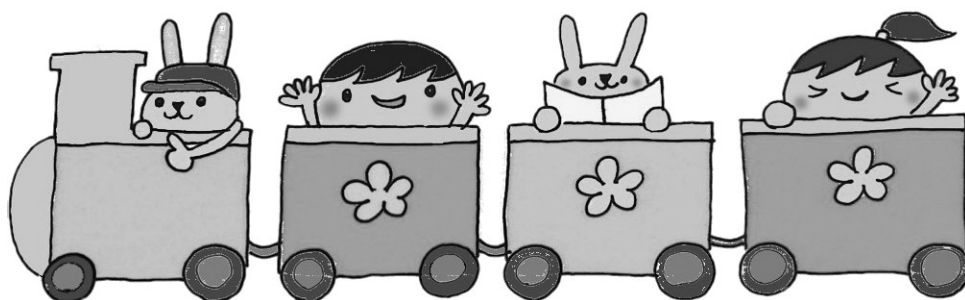




資料編

2025年6月29日

第50回全国学童保育指導員学校(北海道会場)



資料編 もくじ

子どもの権利条約（セーブザチルドレン版）	… 26
児童憲章	… 27
児童福祉法抜粋	… 27
発達障害者支援法抜粋	… 30
障害者差別解消法	… 31
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	… 31
社会福祉法抜粋	… 37
第2種社会福祉事業になることによる主なメリット・デメリット	… 37
放課後児童クラブ運営指針（2025年4月1日改訂）、目次構成	… 38
子ども・子育て支援法抜粋	… 51
放課後児童クラブ運営指針（新旧対照表）	… 58



生きる、育つ、守られる、参加する。 子どもの権利条約

1条 この条約は18歳未満のすべての人を「子ども」とします。

子どもは...

2条 人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されない権利を持っています。

3条 国や大人から、子どもにとって何が最も良いことなのかを考えてもらう権利を持っています。

4条 国にこの条約を守ってもらう権利を持っています。

5条 この条約にある権利を使ったり、守られるために、親などから心身の発達にあった適切な支援を受ける権利があります。

6条 生きる権利・育つ権利を持っています。

7条 名前や国籍を持ち、親を知り、親に育てられる権利を持っています。

8条 名前・国籍などをうばわれないように、国により守られる権利を持っています。

9条 親に問題がない限り、親と一緒に暮らす権利を持っています。

10条 他国に住む親や家族に連絡をとれ、会える権利を持っています。

11条 むりやり他国に連れて行かれず、自分の国に戻れる権利を持っています。

12条 自分の意見を自由に表す権利を持っています。

13条 色々な方法で情報や考えを伝える権利を持っています。

14条 考え方や宗教などを自分で選ぶ権利を持っています。

15条 グループを作り、集まる権利を持っています。

16条 知られたくないことを秘密にでき、また信用や評判を傷つけられない権利を持っています。

17条 色々な情報を手に入れることができ、よくない情報からは守られる権利を持っています。

18条 まず親に育てられる権利があります。そのため国は親をサポートします。

19条 親からの暴力やひどい扱いから守られる権利を持っています。

20条 親と一緒に暮らせない場合、国から代わりとなる親や家庭などを用意してもらう権利を持っています。

21条 養子になる場合、国が調べ、認めた新しい親のもとで育てられる権利を持っています。

22条 難民となって他国へのがれた場合、その国で特別な保護やサポートを受ける権利を持っています。

23条 心や体に障害があっても、社会に参加し、十分な生活を送る権利を持っています。

24条 いつでも健康でいるために保健・医療サービスを受ける権利を持っています。

25条 施設に入っている場合、そこでの扱いがよいものかどうか、定期的に調べてもらう権利を持っています。

26条 生活が難しい場合には、国からお金などのサポートを受ける権利を持っています。

27条 心や体を十分に成長させていけるような生活を送る権利を持っています。

28条 みんな同じように教育を受ける権利を持っています。

29条 教育の中で、自分の心や体の持つ力を伸ばしていく権利を持っています。

30条 少数民族や先住民族であっても、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利を持っています。

31条 休んだり遊んだりすることができ、またスポーツ・文化・芸術活動に参加する権利を持っています。

32条 心や体によくない危険な仕事や教育が受けられないような仕事から守られる権利を持っています。

33条 麻薬や覚せい剤などから守られる権利を持っています。

34条 性的な暴力から守られる権利を持っています。

35条 ゆうかいされず、売り買いされない権利を持っています。

36条 誰からも幸せをうばわれない権利を持っています。

37条 ごうもんや死刑など、心や体にひどい扱いを受けない権利を持っています。

38条 自分の国が戦争をしている場合でも、戦争に巻きこまれず、兵士として連れていかれない権利を持っています。

39条 ひどい扱いで傷を負った場合、心と体の健康を取り戻す権利を持っています。

40条 裁判を受ける場合、社会に戻ることをまず考えてもらい、そのためのサポートを受ける権利を持っています。

41条 「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利を持っています。

42条 「子どもの権利条約」を知る権利を持っています。

- この紙面では、国連「子どもの権利条約」を子どもたちにわかりやすくするために主語を「子ども」に変えています。
- 「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択されました。
- 現在、日本を含む、196の国と地域が守ると約束しています。
- この紙面での「国」とは、「子どもの権利条約」を守ると約束した国と地域のことです。
- この条約は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ことなので、ここには掲載していません。



Save the Children

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
www.savechildren.or.jp

2020.01

児童憲章（全文）（昭和二十六年五月五日）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

☆児童福祉法抜粋（学童保育関係：学童保育＝放課後児童健全育成事業）

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第2条の2

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

第2条の3

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第6条の3第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第21条の8

市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9

市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第21条の10

市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第21条の11

市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

第21条の11②

市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

第21条の11第③

市町村は、第1項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

第21条の11第④

子育て支援事業を行う者は、前3項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第21条の14

市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第21条の14第②

第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第25条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第25条②

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第26条

児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

第26条の8

放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

第26条の8②

前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第34条の8

市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第34条の8②

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第34条の8③

国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1ヶ月以内に、その旨を市町村に届け出なければならない。

第34条の8④

国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村に届け出なければならない。

第34条の8第2項

市町村は、放課後児童健全育成事業の設置及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

第34条の8第2項②

市町村が前項の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

第34条の8第2項③

放課後児童健全育成事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

第34条の8第3項

市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第34条の8第3項②

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第34条の8第3項③

市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第34条の8第3項④

市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第49条

この法律で定めるもののほか、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第56条の6③

児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

第56条の7②

市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

第56条の7③

国及び都道府県は、前②の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

☆発達障害者支援法抜粋（学童保育関係）

（放課後児童健全育成事業の利用）

第9条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

☆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

☆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第1条 この省令は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児

童健全育成事業者」という。) に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重しその運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項について計画(以下「安全計画」という。)を立て、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
 - 十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (利用者を平等に取り扱う原則)
- 第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。
- (虐待等の禁止)
- 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (衛生管理等)
- 第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- (運営規程)
- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 開所している日及び時間
 - 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - 五 利用定員
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 事業の利用にあたっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他事業の運営に関する重要事項

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第 16 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第 17 条 放課後児童健全育成事業者はその行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき 8 時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき 3 時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき 250 日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

（保護者との連絡）

第 19 条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第 20 条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則（平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二八年二月三日厚生労働省令第一二二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二二日厚生労働省令第九四号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第四六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三日厚生労働省令第六一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月四日厚生労働省令第二一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一二月三〇日厚生労働省令第一五九号）

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六条の三（保育所に係るものを除く。）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第四十条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第三十七条の二（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）及び第七条の規定による改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則（令和四年一二月二八日厚生労働省令第一七五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。



☆社会福祉法抜粋（学童保育関係）

第2条の3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

第2条の3第2項

児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業。

☆第2種社会福祉事業になることによる主なメリット・デメリット☆

（1）メリット

- ①社会福祉事業の用に供する固定資産には、固定資産税は課せられない

（地方税法第348条第2項（10-4））

不動産取得税も非課税（地方税法第73の4（4））

- ②NHK受信料が全額免除（「日本放送協会放送受信規約における放送受信料免除の基準」より）

*その他、共同募金の配分が受けられる場合があるが、原則として社会福祉法人などに限る場合が多い
（市町村共同募金会に確認必要）

（2）デメリット

- ①事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を不特定多数に対して募集する場合、事前に許可がいる
（市町村が行う場合を除く。社会福祉法第69条、施行規則第7条）

- ②その他、変更届等社会福祉法の規定に従う必要がある



放課後児童クラブ運営指針（2025年4月1日改訂版）

1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となるこどもの発達

1. こどもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. こどもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のあるこどもへの対応
3. 特に配慮を必要とするこどもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. こども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

2. 放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

1. 趣旨

- （1）この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- （2）放課後児童クラブの運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2. 放課後児童健全育成事業の役割

- （1）放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努めなければならない。

(2) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に基づき、小学校(以下「学校」という。)に就学しているこども(特別支援学校の小学部のこどもを含む。以下同じ。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後(以下「放課後」という。)に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

(3) 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおけるこどもの様子を日常的に保護者に伝え、こどもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心してこどもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、こども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、こどもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

(3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携してこどもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

① 放課後児童クラブは、自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、育成支援を行う必要がある。

② 放課後児童クラブは、こどもの人権に十分に配慮するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、こどもに影響のある事柄に関してこどもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

③ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。特に、こどもの権利に関する学習の機会を保障することに努める。

④ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、こどもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

⑤ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、こどもの利益に反しない限りにおいて、こどもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

⑦ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、こどもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

⑧ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。

第2章 事業の対象となるこどもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等にこどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

1. こどもの発達と児童期

6歳から12歳は、こどもの発達の時期区分において幼児期と思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期のこどもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、こども同士の関わりも変化する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。こどもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

こどもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、こどもは安心して生活し育つことができる。

2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、こどもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間と活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりのこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

（1）おおむね6歳～8歳

こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

（2）おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

（3）おおむね11歳～12歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間と「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるもの

であり、こどもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

こどもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、こどもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、こどもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

こどもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。こどもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

5. こどもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、こどもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮してこども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中でのこども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

(1) おおむね6歳～8歳のこどもへの配慮

- 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。
- 放課後児童支援員等が身近にいて、こどもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- こどもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するためにこどもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

(2) おおむね9歳～10歳のこどもへの配慮

- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、こどもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他のこどもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の理解に基づいた関わりをする。

(3) おおむね11歳～12歳のこどもへの配慮

- 大人から一層自立になるとともに、こども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達の理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、こども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

(4) 遊びと生活における関わりへの配慮

こどもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、こどもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択やこども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

こどもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。こどもの言動の背景を理解することが求められる。

こどもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、こども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通うこどもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）にこどもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間をこどもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

(2) 放課後児童クラブに通うこどもが遊びや生活の中で、自分の権利を理解できるような環境や機会を設けることが求められる。その内容について、保護者に周知するように努めること。

(3) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様なこども達と一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれのこどもの発達の特徴やこども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、こどもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

(4) こどもの発達や養育環境の状況等を把握し、こどもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。

(5) こどもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。

- ① こどもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性をこどもが理解できるように援助する。その際、こどもの意見も踏まえ、その権利が侵害されないよう、保護者や学校関係機関と連携して対応する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、こどもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いにこどもの様子を伝え合えるようにする。
 - ・ こどもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
 - ・ こどもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
- ② こどもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ・ こどもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりしたこどもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
 - ・ こどもの来所時には、こどもが安心できるように迎え入れ、こども一人ひとりの心身の状態を把握する。
 - ・ 遊びや生活の場面におけるこどもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
- ③ こども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ・ こどもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
 - ・ 放課後児童支援員等は、こども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用してこどもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
 - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝えて理解を得ておく。
- ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
 - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
 - ・ こども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
- ⑤ こどもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
 - ・ こども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なるこども達が一緒に生活していることを考慮する。
 - ・ こどもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるようにする。
 - ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
 - ・ こどもの間でいじめ等の関係が生じないような環境づくりに配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、学校等関係機関との連携のもと、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
 - ・ 屋内外ともにこどもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
 - ・ こどもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ・ 放課後児童クラブのこども達が地域のこども達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
 - ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ こどもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
 - ・ 放課後児童支援員等は、こどもが気持ちや意見を表現できるようにし、それを受けとめる体制を整える。
 - ・ こども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、こどもの情緒やこども同士の関係にも配慮し、こどもの意見を尊重する。
 - ・ こどもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。

- ・ こどもが放課後児童クラブでのルール等について意見を表明する機会を持つことや、子どもの生活や遊びに影響を与える事柄については、こどもが放課後児童支援員等と共に考え、共に決めることができるように努める。
- ・ 行事等の活動では、企画の段階からこどもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にあるこどもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。
- ⑦ こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされ、こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるおやつ等を適切に管理し、提供する。
 - ・ 発達過程にあるこどもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
 - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、こども同士や放課後児童支援員等との機会となるため、こどもが落ちついて食を楽しめるようにする。
 - ・ こどもが持参したおやつや食事については、安全及び衛生に考慮して、適切に管理する。
 - ・ 地域の実情に応じて昼食等を提供する場合には、保護者やこどもの意向を踏まえた上で、おやつ同様に内容や量等の工夫、安全及び衛生に考慮する。
 - ・ 保護者組織が手配等した食事については、保護者組織や弁当事業者等と十分連携し、適切に管理する。
 - ・ 食物アレルギーのあるこどもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ こどもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
 - ・ こどもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
 - ・ こどもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
 - ・ 事故やケガ、災害等の緊急時にこどもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
 - ・ 性暴力防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行う。また、放課後児童支援員等からこどもへの性暴力及びこども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。
- ⑨ 放課後児童クラブでのこどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
 - ・ 放課後児童クラブにおけるこどもの様子を日常的に保護者に伝える。その際、ICT（情報通信技術）を活用するなど、家庭と放課後児童クラブ双方が効率的に情報を共有できるようにする。
 - ・ こどもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

2. 障害のあるこどもへの対応

（１）障害のあるこどもの受入れの考え方

- 障害のあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む。）については、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、こども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のあるこどもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、こども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のあるこどもの受入れに当たっては、こどもや保護者と面談の機会を持つなどして、こどもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。また、児童発達支援や保育所等の利用経験がある場合は、利用時の状況を把握する等し、切れ目のない支援を行うことが求められる。
- 地域社会における障害のあるこどもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。
- こどもの状況の変化や、学校の卒業等により、放課後児童クラブから放課後等デイサービスに移行する際には、支援内容等について引き継ぎを行う等、円滑な移行に向けて関係機関と連携を図ることが求められる。

（２）障害のあるこどもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のあるこどもが、放課後児童クラブでのこども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のあるこども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のあるこどもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害のあるこどもへの理解を深める。
- 市町村（特別区を含む。以下同じ。）や放課後児童クラブの運営主体は、障害のあるこどもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、放課後児童クラブと地域の障害児を支援する専門機関等が連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、児童発達支援センターや巡回支援専門員によるスーパーバイズ・コンサルテーション（後方支援）の活用等も検討する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村と連携して、障害のあるこどもの支援に当たる職員のスーパービジョンや職員のケアのための人材確保や研修等を実施する。
- 障害のあるこどもの育成支援が適切に図られるように、個々のこどもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のあるこどもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

3. 特に配慮を必要とするこどもへの対応

（1）児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、こどもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

（2）特別の支援を必要とするこどもへの対応

- 放課後児童支援員等は、こどもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、こどもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とするこどもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

（3）特に配慮を必要とするこどもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とするこどもへの対応に当たっては、こどもの利益に反しない限りにおいて、保護者やこどものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- インクルージョン（包容・参加）の観点から、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行う。

4. 保護者との連携

（1）保護者との連絡

- こどもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおけるこどもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、こどもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者との連絡については、ICTの活用を視野に入れ、適切に対応すること。その他、連絡帳、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

（2）保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

（3）保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

（1）育成支援に含まれる職務内容

放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。

- こどもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
- 日々のこどもの状況や育成支援の内容を記録する。
- 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
- 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでのこどもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

(2) 運営に関わる業務

放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。

- ・ 業務の実施状況に関する日誌（こどもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
- ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ・ おやつが発注、購入等
- ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ・ 保護者との連絡調整
- ・ 学校との連絡調整
- ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
- ・ 会計事務
- ・ その他、事業運営に関する記録

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制

(1) 放課後児童クラブには、年齢や発達状況が異なるこどもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

(2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用するこどもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(3) こどもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

(4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、こどもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

2. こども集団の規模（支援の単位）

(1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正なこども数の規模の範囲で運営することが必要である。

(2) こども集団の規模（支援の単位）は、こどもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々のこどもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

3. 開所時間及び開所日

(1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、こどもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。

(3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。

(4) 新1年生については、保育所等との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

4. 利用の開始等に関わる留意事項

(1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

(2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、こどもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) こどもが放課後児童クラブを退所する場合には、そのこどもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、こどもの権利や健全育成、地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
- こどもの権利に関する理解を深め、放課後児童支援員等に対するこどもの権利に関する学習の機会を設ける。
- こどもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
- 地域社会との交流及び連携を図り、こどもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。
- 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。
- こどもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
- 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
- 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、こどもの心情に十分配慮した上で、こどもへの丁寧な説明や意見聴取、意見反映が求められる。また、育成支援の継続性が保障され、こどもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

第5章 学校及び地域との関係

放課後児童クラブを利用するこどもの生活の連続性、発達の連続性の保障は、学校をはじめ、保育所・認定こども園・幼稚園等、地域、関係機関との連携が不可欠である。市町村と放課後児童クラブの運営主体は、連携を促進することに努めること。その他、放課後児童クラブは以下の点に留意する。

1. 学校との連携

- (1) こどもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) こどもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

(4) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動等、放課後児童クラブと学校、地域の関係者が連携・協働する機会に積極的に参画する。

(5) 放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後子供教室との連携型（すべてのこどもが放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの）や、校内交流型（連携型の内、同一小学校内等で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しているもの）として実施できるように努める。校内交流型を実施する際であっても、それぞれの趣旨を踏まえるとともに、放課後児童クラブについてはこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。

(6) こどもの放課後や居場所を豊かにするという観点から、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように打ち合わせを定期的に行い、こどもの目線に立った検討を行う。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない、あるいは自分の意志で参加しないこどもがいることも考慮する。

2. 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携

(1) 新1年生については、こどもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、認定こども園、幼稚園等とこどもの状況について情報交換や情報共有を行う。

(2) 保育所、認定こども園、幼稚園等とこども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

3. 地域、関係機関との連携

(1) 放課後児童クラブに通うこどもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織やこどもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。

(2) 地域住民の理解を得ながら、地域のこどもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブのこどもの活動と交流の場を広げる。

(3) 事故、犯罪、災害等からこどもを守るため、地域住民と連携、協力してこどもの安全を確保する取り組みを行う。

(4) こどもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

○ 学校施設を活用する場合には、市町村と市町村教育委員会が連携し、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努めるとともに、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たる。

○ 専用区画を安定的に確保するまでの間、放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努める。また、タイムシェアを行う特別教室等については、育成支援にふさわしい環境とするよう配慮すること。

○ 「放課後こども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通うこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できないこどもがいることも考慮する。

○ 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。

(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

○ 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通うこどもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

○ 児童館に来館するこどもと放課後児童クラブに在籍するこどもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。

○ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

放課後児童クラブを安全・安心な居場所とするため、各事業所において基準に定められた安全計画を策定し、総合的な対策を講じることが求められる。また、放課後児童クラブは感染症の蔓延時や災害時にも必要に応じて開所することが期待されるため、あらかじめ市町村や保護者等関係者と連携しながら業務継続計画を定めるように努めること。その他、以下の点に留意する。

1. 施設及び設備

(1) 施設

○ 放課後児童クラブには、こどもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。

○ 専用区画の面積は、こども1人につきおおむね1.65 m²以上を確保することが求められる。

- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、こどもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- こどもの遊びを豊かにするため、屋外遊び・運動遊びを行う場所や自然にふれあいながら過ごせる環境を確保することが求められる。その際、学校施設（校庭や体育館等）や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- こどもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

（２）設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、こどもの所持品を収納するロッカーやこどもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

２．衛生管理及び安全対策

（１）衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針や業務継続計画を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

（２）事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- こどもがプール等に入水するようなことや、普段の放課後児童クラブでの活動と異なることを行う際には、安全管理に特に留意し、運営体制が整わないと判断される場合は、中止する。
- 放課後児童支援員等は、こどもの年齢や発達の状況を理解して、こどもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつ等の提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、こどもの状況等について速やかに保護者に連絡し、放課後児童クラブの運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及びこどもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事象事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。その際、国の「教育・保育施設等における事故情報データベース」の活用を検討する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償金の支払いに関する手続きを速やかに行う。また、傷害保険等にも加入することも必要である。
- 遠足等行事の活動や取組等のために、公共交通機関を利用する場合や自動車を運行する場合は、こどもの乗車・降車の際に、視認に加え、点呼等で確実に所在を確認する。
- 保護者組織が主体的に実施する行事や活動に、安全管理場面からの助言等を行うよう努める。

（３）防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域におけるこどもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、こどもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方や業務継続計画を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

○ 災害後の復旧・復興においては、放課後児童支援員等やこども、保護者が、被災によって生活状況が変化している場合があるため、市町村や関係機関と連携し、必要に応じて人的支援や専門的助言等を求めることを検討する。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

- こどもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。
- 自動車を運行して送迎支援を行う場合は、こどもの乗車・降車の際に、視認に加え、点呼等で確実に所在を確認する。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動はこどもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。
- こどもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等のこどもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。また、事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定める。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、こどもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについてこどもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) こどもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

- (1) 職員集団のあり方
- 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
- 放課後児童支援員等は、こどもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- (2) 研修等
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。その際、放課後児童支援員等の経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮すること。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。
- (3) 運営内容の評価と改善
- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、こどもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 放課後児童クラブの運営主体は、福祉サービス第三者評価制度等を活用するなど、客観的な評価を他者から受けることにより、事業の質の向上につなげる。評価を行う際には、こどもや保護者の意見を取り入れて行うことについて、評価機関等と実施方法について調整する。

- 自己評価、第三者評価の結果については、公表するとともに、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

☆子ども・子育て支援法抜粋

(平成24年8月22日法律第65号)

最終改正：平成24年11月26日法律第98号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第8条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

第4章 地域子ども・子育て支援事業

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

第5章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円

滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めるこ

とその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第31条第3項及び第32条第3項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第17条第2項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第64条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第6章 費用等

（市町村の支弁）

第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

（都道府県の支弁）

第66条 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の負担等）

第67条 都道府県は、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という。）の四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第3号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（市町村に対する交付金の交付等）

第68条 国は、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第3号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（拠出金の徴収及び納付義務）

第69条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第18条第1項に規定するものに限る。次条第2項において「拠出金対象児童手当費用」という。）及び地域子ども・子育て支援事業（第59条第2号、第5号及び第11号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第2項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第1項に規定する事業主（次号から第4号までに掲げるものを除く。）

二 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第28条第1項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の3第1項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第126条第1項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）

第70条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年

法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業若しくは同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第24条第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第108号)第3条第1項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項(同法第27条第1項及び裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)(第7号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第23条の3第1項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

- 2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額、賦課標準の予想総額及び第68条第2項の規定により国が交付する額並びに児童手当法第18条第1項の規定により国庫が負担する額等の予想総額に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の一・五以内において、政令で定める。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 全国的な事業主の団体は、第1項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(拠出金の徴収方法)

第71条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

- 2 前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金(以下「拠出金等」という。)の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。
- 3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構(以下この条において「機構」という。)に行わせるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。
- 5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。
- 6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者(次項において「納付義務者」という。)の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。
- 7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

- 8 厚生労働大臣は、第3項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第2項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるものとする。
- 9 政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。
- 10 第1項から第8項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第七章 子ども・子育て会議等

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する 事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。